

産業廃棄物処理業等における経理的基礎の審査に係る手続準則

- 制定：平成17年3月28日廃対第883号（平成17年4月1日施行）
- 改正：平成18年3月9日廃対第686号（平成18年4月1日施行）
- 改正：平成18年7月31日循環第267号（平成18年9月1日施行）
- 改正：平成19年5月16日循環第99号（平成19年7月1日施行）
- 改正：平成23年3月17日循環第541号（平成23年4月1日施行）
- 改正：令和5年6月28日循環第142号（令和5年7月1日施行）

【目次】

- 1 基本的な考え方
- 2 処理フロー図
- 3 直近の3年以上申請に係る産業廃棄物処理業等の営業実績を有する法人
 - A 法令等で定める書類以外の資料を徴するまでもなく、経理的基礎を有すると判断されるケース
 - B 追加資料（中小企業診断士の診断書等を除く。）を徴する必要があるケース
 - C 上記Bの追加資料の他、金融機関からの融資状況証明、中小企業診断士の診断書等を徴する必要があるケース
 - D A～Cの審査では、経理的基礎を有することが立証されていると認められないケース
- 4 直近の3年以上申請に係る産業廃棄物処理業等の営業実績を有する個人
 - A 法令等で定める書類以外の資料を徴するまでもなく、経理的基礎を有すると判断されるケース
 - B 追加資料（中小企業診断士の診断書等を除く。）を徴する必要があるケース
 - C 上記Bの追加資料の他、金融機関からの融資状況証明、中小企業診断士の診断書等を徴する必要があるケース
 - D A～Cの審査では、経理的基礎を有することが立証されていると認められないケース
- 5 申請に係る産業廃棄物処理業等の直近の営業実績が3年未満の法人・個人
 - (1) 申請に係る産業廃棄物処理業等に係る営業実績はないが、その他の事業については営業実績がある場合
 - (2) 申請に係る産業廃棄物処理業等に係る営業実績だけでなくその他の事業についてもこれまで全く営業実績がない場合
- 6 その他審査に当たっての共通事項
 - (1) 添付書類について
 - (2) 収支計画書、借入金返済計画書等について
 - (3) その他
- 7 審査手続等について
 - (1) 申請に係る産業廃棄物処理業等の営業実績が3年以上の法人・個人について
 - (2) 申請に係る産業廃棄物処理業等の営業実績が3年未満の法人・個人について
 - (3) 事業計画書
 - (4) 収支計算書
 - (5) キャッシュフロー計算書
 - (6) 共通事項審査票
- 8 経過措置
 - 経理的基礎の審査に係る国の基準・指標等（参考資料）
 - 産業廃棄物処理業等の経理的基礎の審査に係るケース分類チェック票（様式1-1号）
法人用（申請に係る産業廃棄物処理業等の営業実績が3年以上）
 - 産業廃棄物処理業等の経理的基礎の審査に係るケース分類チェック票（様式1-2号）
個人用（申請に係る産業廃棄物処理業等の営業実績が3年以上）
 - 提出を求める追加資料（様式1-3号）
申請に係る産業廃棄物処理業等の直近の営業実績が3年未満の法人・個人に係る追加資料について（申請に係る産業廃棄物処理業等に係る営業実績はないが、その他の事業については営業実績がある場合）

- 提出を求める追加資料(様式1-4号)
申請に係る産業廃棄物処理業等の直近の営業実績が3年未満の法人・個人に係る追加資料について(申請に係る産業廃棄物処理業等に係る営業実績だけでなく、その他の事業についても全く営業実績がない場合)
- 事業計画書(様式2号)
- 収支計算書(様式3号:法人用),(3-4号:個人用)
- 貸借対照表(様式3-2号)
- キャッシュフロー計算書(様式3-3号)
- 共通事項審査票(様式4号)

1 基本的な考え方

産業廃棄物処理業及び特別管理産業廃棄物処理業並びに産業廃棄物処理施設の設置（以下「産業廃棄物処理業等」という。）の許可に当たって、申請者に必要とされる「経理的基礎」の基準について、国では、利益の計上、自己資本比率、財政状態（債務超過）を基本としているが、その他に支払能力（支払不能、債務の弁済の困難性）が問われている。

岡山県では、これらの国の通知等（別添参照）を基本としながら、新たな指標（経営分析上の指標）を基準として設定するのではなく、いくつかの場合に分類し、それぞれの場合において、許可、不許可を審査するための手続基準を定めるものとする。

また、ケースの分類に当たっては3年以上の実績がある法人及び個人並びに営業実績が3年未満の者（法人及び個人）ごとに手続基準を定めることとする。（なお、それぞれの場合におけるケース分類は、次の2のA～Dの4つとし、各事例がA～Dのいずれに該当するかについては、次の3以降を参照のこと。）

2 処理フロー図

(法人の場合の指標)		(個人の場合の指標)	
①直前決算の当期純利益 > 0	②直前3期の当期純利益の平均 > 0	③直前決算の自己資本比率 > 10%	④直前決算の自己資本額 ≥ 0
⑤直前の3期とも所得税を納付している。	⑥期末の事業主借+元入金+青色申告特別控除前の所得金額-期末の事業主貸 ≥ 0		

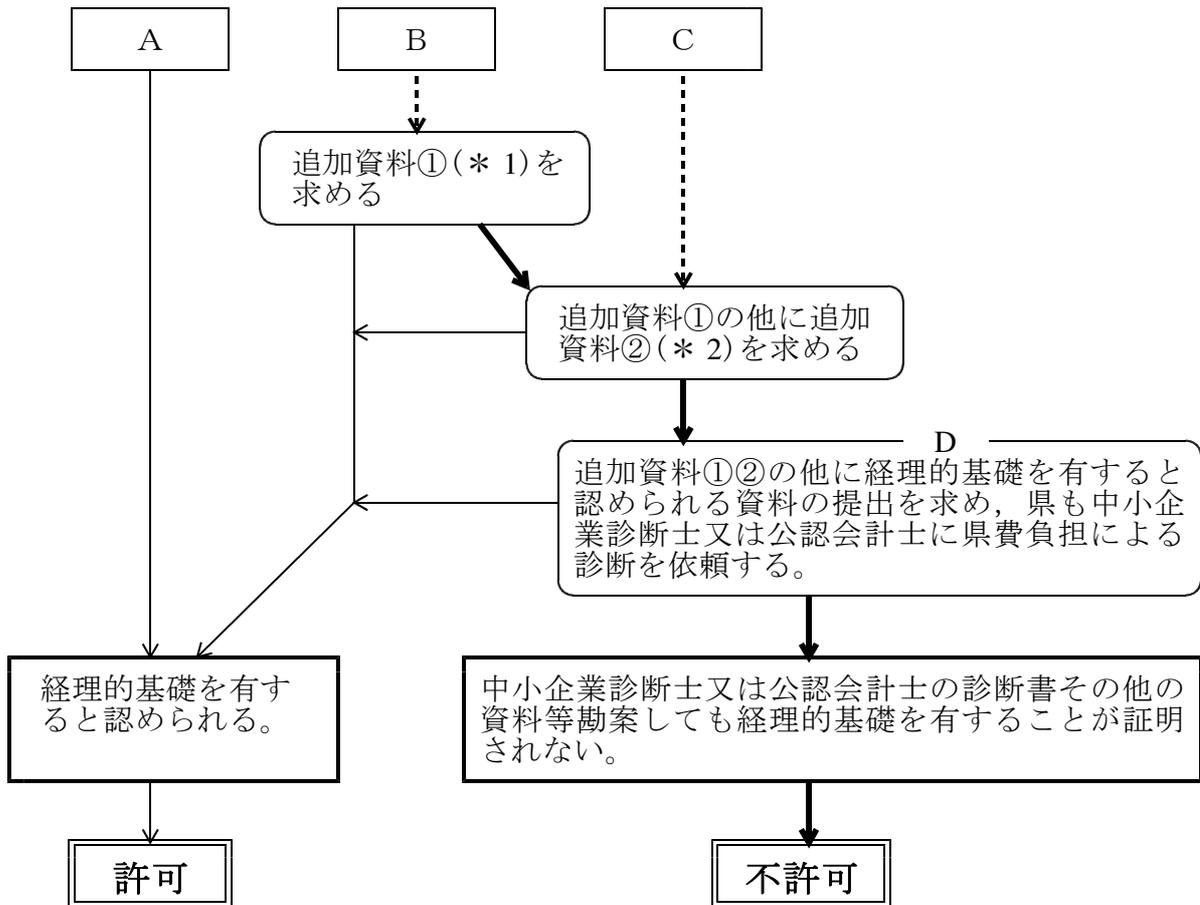
ケース	事務処理の内容	法人の場合の基準	個人の場合の基準
A	法令等で定める書類以外の資料(追加資料)を徴するまでもなく、経理的基礎を有すると判断されるケース(ただし、3年以上申請に係る営業実績がある個人で、青色申告を行っている者は、直前期の確定申告書の写しを添付のこと。4参照。)	①又は②のいずれかに該当し、かつ、③に該当する。	⑤及び⑥に該当する。
B	追加資料①(*1)を徴する必要があるケース	①、②又は④のいずれかに該当する。	⑤又は⑥のいずれかに該当する。
C	上記Bの追加資料の他、追加資料②(*2)を徴する必要があるケース	①、②又は④のいずれにも該当しない。	⑤又は⑥のいずれにも該当しない。
D	A～Cの審査では、経理的基礎を有すると判断できない場合であって、A～Cで定めた資料以外に各事例ごとに経理的基礎を有すると判断できる書類の提出を求め、さらに県から中小企業診断士又は公認会計士に対し診断を依頼する必要があるケース		

* 申請に係る産業廃棄物処理業等の直近の営業実績が3年未満の場合の手続は、5を参照すること。

(フロー図の摘要)

→ 経理的基礎を有すると認められるときの処理

→ 経理的基礎を有すると認められないときの処理



- * 1 : 追加資料① : 直前3年の確定申告書写し(税務署の受付印のあるものに限る。), 今後5年間の事業計画書・収支計算書・貸借対照表・キャッシュフロー計算書, 債務超過又は当期純利益が計上できなかった理由書・改善計画書その他各事案ごとに知事が必要と認めた資料
- * 2 : 追加資料② : 申請者の負担による中小企業診断士等の診断書(*3), 返済計画書等, 融資証明書その他各事案ごとに知事が必要と認めた資料
- * 3 : 追加資料②で提出を求める中小企業診断士等の診断書は, 次の要件に適合するものをいう。(この準則の「中小企業診断士又は公認会計士の診断書」, 「中小企業診断士の診断書等」について, 以下同じ。)
 - (1) 診断書は次の内容を含むものとする。
 - ①過去5年間の貸借対照表, 損益計算書, 株主資本等変動計算書及び個別注記表から分析した財務状態の現状(事業の実績が5年に満たない場合は, 過去の全ての決算書を基に分析を行う。)
 - ②事業運営に係る財務上の問題点(債務超過に陥った理由又は利益が計上できなかった理由)
 - ③具体的な改善策及び改善効果
 - ・各問題点に対する具体的な改善策及び当該改善により見込まれる効果(金額により客観的に評価し, その根拠を示すこと。)
 - ・この改善内容を5年間の事業計画, 収支計画として示すこと。
 - ・5年以内に債務超過の解消, 利益計上が見込まれる可能性について合理的に判断しうる内容となっていること。
 - (2) 追加資料として提出を求める診断書は, (一社)岡山県中小企業診断士会又は日本公認会計士協会岡山県部会から推薦を受けた中小企業診断士又は公認会計士が作成したものとする。(具体的な事務処理としては, 追加資料②の中小企業診断士等の診断書を求める場合は, 所轄の県民局は循環型社会推進課に連絡し, 同課は(一社)岡山県中小企業診断士会又は日本公認会計士協会岡山県部会と調整の上, 中小企業診断士等の紹介を行う。この場合の支払方法は前金払いとし, 申請者からの了解も得ておく。申請者が県外業者でも同様とする。)

3 直近の3年以上申請に係る産業廃棄物処理業等の営業実績を有する法人

A 法令等で定める書類以外の資料を徴するまでもなく、経理的基礎を有すると判断されるケース

●次の①又は②のいずれかに該当し、かつ、③にも該当するケース（ただし、次の事由に該当した場合でも、支払不能の状態にあることや申請に係る新規事業への設備投資等により事業の継続が困難と判断される状況にある場合を除く。）

- ①直前決算の当期純利益が黒字であること。
- ②直前3年の各事業年度の当期純利益の平均が黒字であること。
- ③直前決算における自己資本比率が10%超であること。
- ④直前決算において債務超過でないこと。

B 追加資料(中小企業診断士の診断書等を除く。)を徴する必要があるケース

●上記Aの①、②又は④のいずれかに該当するケース

[追加資料]

- a.直前3年の確定申告書の写し（税務署の受付印のあるものに限る。）
- b.今後5年間の事業計画書（様式2号）、収支計算書（様式3号）、貸借対照表（様式3-2号）及びキャッシュフロー計算書（様式3-3号）
- c.直前の決算期における決算書の貸借対照表の内容が債務超過となったこと又は直前3年の各事業年度の当期純利益の平均若しくは直前の決算期における決算書の当期純利益が黒字にならなかったことについての理由書、その改善計画書及び各事案ごとに知事が必要と認めた資料

上記 a ~ c の資料を基に、債務超過の解消、赤字の解消等、事業を的確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を有することが立証されていると認められる場合には、許可して差し支えない。（ただし、貸借対照表の負債額、収支計算書等から借入金の返済が困難と推定される場合は、次のCにより処理すること。）

C 上記Bの追加資料の他、金融機関からの融資状況証明、中小企業診断士の診断書等を徴する必要があるケース

●上記Aの①、②又は④のいずれにも該当しないケース

[追加資料]

- d.上記Bの a ~ c の書類
- e.金融機関、その他資金を借りている者への返済状況報告書及び返済計画書
- f.申請法人の代表者、役員個人の資産又は金融機関等から借入を行うことにより、事業に必要な資金を調達する場合は、これらの者からの融資証明書及び代表者、役員等（金融機関を除く。）の資産状況を証明する書類（代表者、役員等の残高証明書に加え、当該資金を融資することが可能であることを裏付ける書類（預金通帳・取引明細書等））
- g.関連企業等の債務保証の裏付けがある場合は、当該保証契約書の写し及び当該関連企業の財務状況を示す書類（過去3年間の財務諸表、事業報告書等）
- h.申請者の負担による中小企業診断士又は公認会計士の診断書
- i.各事案ごとに知事が必要と認めた資料

上記 d ~ i の資料を基に、債務超過の解消、赤字の解消等、事業に必要な資金の調

達等事業を的確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を有することが立証されていると認められる場合には、許可して差し支えない。

*ケースCに該当した場合には、必ずh(中小企業診断士又は公認会計士の診断書)の提出を求めることとする。

D A～Cの審査では、経理的基礎を有することが立証されていると認められないケース

A～Cで定めた資料以外に、各事例ごとに経理的基礎を有することを証するための書類の提出を求めた場合、債務超過の状態が継続し、又は事業に必要な資金の調達が困難であるなど、事業を的確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を有することを申請者が証明できない場合には、不許可とする。なお、当該不許可の判断に当たっては、県が県費負担により依頼する中小企業診断士又は公認会計士の診断結果等も勘案することとする。

4 直近の3年以上申請に係る産業廃棄物処理業等の営業実績を有する個人

A 法令等で定める書類以外の資料を徴するまでもなく、経理的基礎を有すると判断されるケース(ただし、青色申告の業者の場合は、直前期の確定申告書の写し[電子申告完了済のものを除き、税務署の受付印のあるものに限る。]を提出させ②を確認する。)

●次のいずれにも該当するケース(白色申告の場合は①に該当する場合。)
ただし、支払不能の状態にあることや申請に係る新規事業への設備投資等により事業の継続が困難と判断される状況にある場合を除く。

①直前3年の所得税の納付すべき額がいずれも+であること。

②青色申告の場合：直近の決算書の貸借対照表(資産負債調)の内容が債務超過でないこと。[(期末の事業主借+元入金+青色申告特別控除前の所得金額-期末の事業主貸)が赤字でないこと。]

B 追加資料(中小企業診断士の診断書等を除く。)を徴する必要があるケース

●上記Aの①又は②のいずれかに該当するケース

[追加資料]

a.直前3年の確定申告書の写し(税務署の受付印のあるものに限る。)

b.今後5年間の事業計画書(様式2号)及び収支計算書(様式3-4号)

c.上記A②について債務超過となったこと又は直前3年のいずれかの年における所得税の納付すべき額が+にならなかったことについての理由書、当該理由に係る改善計画書及び各事案ごとに知事が必要と認めた資料

上記 a ～ c の資料を基に、債務超過の解消、赤字の解消等、事業を的確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を有することが立証されていると認められる場合には、許可して差し支えない。(ただし、貸借対照表の負債額、収支計算書等から借入金金の返済が困難と推定される場合は、次のCにより処理すること。)

C 上記Bの追加資料の他、金融機関からの融資状況証明、中小企業診断士の診断書等を徴する必要があるケース

●上記Aの①又は②のいずれにも該当しないケース

[追加資料]

d.上記Bの a ～ c の書類

e.金融機関、その他資金を借りている者への返済状況報告書及び返済計画書

f.金融機関等から借入を行うことにより、事業に必要な資金を調達する場合は、これらの者からの融資証明書及び借入先(金融機関を除く。)の資産状況を証明する書類(借入先の残高証明書に加え、当該資金を融資することが可能であることを裏付ける書類(預金通帳・取引明細書等))

g.関連企業等の債務保証の裏付けがある場合は、当該保証契約書の写し及び当該関連企業の財務状況を示す書類(直前3年の各事業年度における財務諸表、事業報告書等)

h.申請者の負担による中小企業診断士又は公認会計士の診断書

i.各事案ごとに知事が必要と認めた資料

上記 d ～ i の資料を基に、債務超過の解消、赤字の解消、事業に必要な資金の調達等事業を的確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を有することが立証されていると認められる場合には、許可して差し支えない。

*ケース C に該当した場合には、必ず h(中小企業診断士又は公認会計士の診断書)の提出を求めることとする。

D A～Cの審査では、経理的基礎を有すると判断できないケース

A～Cで定めた資料以外に、各事例ごとに経理的基礎を有することを証するための書類の提出を求めたにもかかわらず、債務超過の状態が継続し、又は事業に必要な資金の調達が困難であるなど、事業を的確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を有することを申請者が証明できない場合には、不許可とする。なお、当該不許可の判断に当たっては、県が県費負担により依頼する中小企業診断士又は公認会計士の診断結果等も勘案することとする。

5 申請に係る産業廃棄物処理業等の直近の営業実績が3年未満の法人・個人

(1) 申請に係る産業廃棄物処理業等に係る営業実績はないが、その他の事業については営業実績がある場合

当該場合については、原則として新規事業を行うための設備投資等に係る経費が必要であると考えられるため、新規事業の実施に伴い従来の経理状態に変化が生じることが予想される。したがって、当該場合については、フロー図のBに該当するケースとして、次のとおり追加資料を提出させるものとする。

[追加資料1]

- a.直前3年の確定申告書の写し（税務署の受付印が押印してあるものに限る。また、3年に満たない場合は、提出可能な年数分）
- b.今後5年間の事業計画書及び収支計算書（法人にあつては、今後5年間の貸借対照表（様式3-2号）及びキャッシュフロー計算書（様式3-3号）を含む。）
- c.債務超過又は利益が計上できなかった理由書等

① 申請者が法人の場合

直前の決算期における決算書の貸借対照表の内容が債務超過となった者又は直前3年の各事業年度の当期純利益の平均若しくは直前の決算期における決算書の当期純利益が黒字にならなかった者については、その理由書、その改善計画書及び各事案ごとに知事が必要と認めた資料

② 申請者が個人の場合

前記4A②について債務超過となった者又は直前3年のいずれかの年における所得税の納付すべき額が+にならなかった者については、その理由書、当該理由に係る改善計画書及び各事案ごとに知事が必要と認めた資料

上記 a～c の資料を基に、債務超過の解消、赤字の解消等、事業を的確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を有することが立証されていると認められる場合には、許可して差し支えない。

- a～c の資料では、貸借対照表の負債額、収支計算書等から借入金の返済が困難であるなど事業を的確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を有することが立証されていないと認められる場合には、さらに次の d～g の資料を提出させ、審査を行う。

[追加資料2]

- d.申請者の負担による中小企業診断士又は公認会計士の診断書
- e.金融機関、その他資金を借りている者への返済状況報告書及び返済計画書
- f.申請法人の代表者（申請者が個人の場合は申請者）、役員（申請者が個人の場合は申請者の親族等）の個人資産又は金融機関等から借入を行うことにより、事業に必要な資金を調達する場合は、これらの者からの融資証明書及び代表者、役員等（金融機関を除く。）の資産状況を証明する書類（代表者、役員等の残高証明書に加え、当該資金を融資することが可能であることを裏付ける書類（預金通帳・取引明細書等））
- g.関連企業等の債務保証の裏付けがある場合は、当該保証契約書の写し及び当該関連企業の財務状況を示す書類（過去3年間の財務諸表、事業報告書等）
- h.各事案ごとに知事が必要と認めた資料

- 上記 d～h の資料を基に、債務超過の解消、赤字の解消等、事業に必要な資金の

調等事業を的確に、かつ、継続して行うに足る経理的基礎を有することが立証されていると認められる場合には、許可して差し支えない。

*なお、3のC又は4のCに相当する事例については、d(中小企業診断士又は公認会計士の診断書)の提出を求めることとする。

上記によっても、経理的基礎を有することが立証されていると判断できない場合、各事例ごとに上記以外に経理的基礎を有することを証するための書類の提出を求めてもなお、債務超過の状態が継続し、又は事業に必要な資金の調達が困難であるなど、事業を的確に、かつ、継続して行うに足る経理的基礎を有することを申請者が証明できない場合には、不許可とする。なお、当該不許可の判断に当たっては、県が県費負担により依頼する中小企業診断士又は公認会計士の診断結果等も勘案することとする。

(2) 申請に係る産業廃棄物処理業等に係る営業実績だけでなくその他の事業についてもこれまで全く営業実績がない場合

当該場合については、本来審査の基礎資料とすべき貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表、確定申告書の写し等の資料が提出できないことから、次の資料を提出させるものとする。

[追加資料1]

- a. 今後5年間の事業計画書及び収支計算書(法人にあつては、今後5年間の貸借対照表(様式3-2号)及びキャッシュフロー計算書(様式3-3号)を含む。)
- b. 金融機関、その他資金を借りている者への返済状況報告書、今後の返済計画書
- c. 申請法人の代表者(申請者が個人の場合は申請者)、役員(申請者が個人の場合は申請者の親族等)の個人資産又は金融機関等から借入を行うことにより、事業に必要な資金を調達する場合は、これらの者からの融資証明書及び代表者、役員等(金融機関を除く。)の資産状況を証明する書類(代表者、役員等の残高証明書に加え、当該資金を融資することが可能であることを裏付ける書類(預金通帳・取引明細書等))
- d. 関連企業等の債務保証の裏付けがある場合は、当該保証契約書の写し及び当該関連企業の財務状況を示す書類(過去3年間の財務諸表、事業報告書等)
- e. 各事例ごとに知事が必要と認めた資料

●上記a～eの資料を基に、債務超過の解消、赤字の解消等、事業に必要な資金の調等事業を的確に、かつ、継続して行うに足る経理的基礎を有することが立証されていると認められる場合には、許可して差し支えない。

●上記a～eの資料では、事業を的確に、かつ、継続して行うに足る経理的基礎を有することが立証されていないと認められる場合には、さらに次の資料を提出させ、審査を行う。

[追加資料2]

- f. 申請者の負担による中小企業診断士又は公認会計士の診断書
- g. 各事例ごとに知事が必要と認めた資料

*なお、e(中小企業診断士又は公認会計士の診断書)については、その他の書類だけでは、経理的な基礎を有することが立証されていないと認められる場合に限り提出させること。

上記によっても、債務超過の状態が継続し、又は事業に必要な資金の調達が困難であるなど、事業を的確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を有することを申請者が証明できない場合には、不許可とする。なお、当該不許可の判断に当たっては、県が県費負担により依頼する中小企業診断士又は公認会計士の診断結果等も勘案することとする。

6 その他審査に当たっての共通事項

(1) 添付資料について

申請書に添付される資料については、次の点に留意すること。

- ①法定耐用年数に見合った減価償却がなされていること。
- ②役員報酬が著しく少なく計上されていないこと。
- ③中間処理業者にあつては、未処理の廃棄物の適正な処理に要する費用が留保され、最終処分業者にあつては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第15条の2の4において準用する法第8条の5に規定する維持管理積立金制度に係る必要な積立額が積み立てられ、損害保険料が計上されていること。
- ④高額の設定投資を要する場合は、設備投資の当初に利益を計上できていないことが多いことから、減価償却率に応じた損益の減少などを勘案して判断すること。
- ⑤廃棄物処理業以外の事業を兼業している場合には、できる限り廃棄物処理部門における経理区分を明確にして書類を提出させること。

(2) 収支計画書、借入金返済計画書等について

収支計画書、借入金返済計画書等の審査に当たっては次の点に留意すること。

- ①廃棄物の処理量は、施設の処理能力、運搬車両、従業員等に照らして適正な数量か。
- ②廃棄物の収集・運搬、処分等の単価は実勢価格等に照らして適正な価格か。
- ③上記①②から積算される収入額見込みは適正か。
- ④売上原価、従業員の給与、役員賞与、最終処分業者の埋立後の維持管理費用、損害保険料等の必要経費が適正に計上されているか。
- ⑤借入金がある場合は、その返済計画が上記①②から積算される収入から④により積算される支出額等を控除し、税金等を差し引いた後の利益により適正に返済される計画となっているか。

(3) その他

- ・民事再生法による再生手続又は会社更生法による更生手続が開始された法人については、事業の実績、再生計画又は更生計画の内容に照らし慎重に判断する必要があるが、産業廃棄物処理事業に係る経理的状況が手続開始要件とされている場合には、経理的基礎を有しないと判断して差し支えないこと。
- ・申請に係る施設・設備等の経費（施設の工事費、設備・運搬車両等に係る経費）の根拠を見積書等により確認できるか。

7 審査手続等について

- (1) 申請に係る産業廃棄物処理業等の営業実績が3年以上の法人・個人について（チェック票の提出）

申請に係る産業廃棄物処理業等の営業実績が3年以上の法人及び個人については、申請者が2の処理フロー図におけるA～Cのどのケースに該当するかを確認するため、当該申請書に様式1-1号又は様式1-2号によるチェック票（：「産業廃棄物処理業等の経理的基礎の審査に係るケース分類チェック票」）を添付させることとする。

許可担当者は、このチェック票に記載されている数字等について、添付書類の財務諸表及び確定申告書等の数字と突合し、どのケースに該当するのかを判断し、審査を行う。

(2) 申請に係る産業廃棄物処理業等の営業実績が3年未満の法人・個人について（チェック票の提出）

申請に係る産業廃棄物処理業等の営業実績が3年未満の法人及び個人については、申請者がその他の事業の営業実績を有する場合は、ケースBに該当する者として取り扱い、申請者がその他の事業についてこれまで全く営業実績がない場合は、本来審査のために必要な基礎資料が提出させることができない。

このため、当該申請書に様式1-3号又は様式1-4号による「提出を求める資料」を添付させることとする。

(3) 事業計画書

追加資料として提出を求める事業計画書の様式は様式2号の例による。

(4) 収支計算書

追加資料として提出を求める収支計画書の様式は、法人にあつては様式3号、個人にあつては様式3-4号の例による。

(5) キャッシュフロー計算書

追加資料として提出を求めるキャッシュフロー計算書の様式は、様式3-3号の例による。

(6) 共通事項審査票

6で示す共通事項の審査に当たっては、様式4号により確認することとする。

8 経過措置

産業廃棄物処理業（特管産廃を含む。）の許可申請の全部に対してこの準則を適用することとすれば、相当の事務量の増加が予想されることから、当分の間は、この準則は、積替え又は保管を行う産業廃棄物収集運搬業・特別管理産業廃棄物収集運搬業、産業廃棄物処分業・特別管理産業廃棄物処分業及び産業廃棄物処理施設の設置に係る許可並びに県民局が当該準則を適用する必要があると認めた積替え又は保管を行わない産業廃棄物収集運搬業・特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可に係る事務処理に適用することとする。

積替え又は保管を行わない産業廃棄物収集運搬業・特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可に係る事務処理については、当該準則の適用状況等を勘案しながら、今後検討を行うこととする。